



令和6年度

都城市放課後児童クラブ

# 年間入会申込みのしおり



## 放課後児童クラブとは

児童福祉法に基づき、小学校に就学している児童で、その保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等の時間帯において、学校の余裕教室や児童館、保育園等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

都城市内には、市が運営する直営児童クラブが4か所、社会福祉法人等が運営する委託児童クラブ等が69か所あります。

## 利用時間・休業日・利用料

※利用時間 授業のある日・・・授業終了後から午後6時30分まで  
土曜日、代休日・・・午前7時30分から午後6時30分まで  
春、夏、冬休み・・・午前7時30分から午後6時30分まで

※休業日 日曜日、祝日、年末年始  
(台風などの自然災害等による学級閉鎖の際には、学校の判断に準じて児童クラブも臨時休業になります)

※利用料 利用料金・・・月額4,000円(利用料金免除制度があります)  
損害保険料・・・年額 800円程度  
おやつ代等・・・月額2,000円程度(クラブにより異なります)

## 利用料金免除制度(月額4,000円の利用料金が免除されます)

- 1 市保護課より生活扶助費受給の認定通知があった場合
- 2 市こども政策課より児童扶養手当を受給する場合
- 3 市教育委員会(学校教育課)より就学援助費受給の認定通知があった場合
- 4 その他(災害等の理由により収入が著しく減少した場合に限ります。)

※ 利用料金免除申請をされる場合には、審査に必要となりますので、様式の下部にあります同意書に署名をお願いいたします。

## 直営児童クラブ入会申込の受付について(新規・継続ともに)

入会（継続）希望者の申請は、以下の期間に申請してください。継続利用の方も、この期間に申請されなければ、令和6年4月以降に継続して利用することはできませんので、ご注意ください。

※提出期間：令和5年11月1日（水）～12月15日（金）※期限厳守

※提出先：各児童クラブ、都城市役所こども政策課

## 入会申込の対象

今回の募集は、1年を通しての入会希望の方を対象にしていますので、夏季休業期間中のみの入会希望の方は受け付けしていません。

ただし、募集定員に達していない場合、または利用児童が夏季休業期間中に休会する等により、欠員補充が可能な場合は、夏季児童クラブ入会募集を6月中旬より実施する予定です。

## 入会申請書類の提出

### 1. 提出書類

①都城市児童クラブ入会申請書・・・※児童1人につき1部提出してください。

### ②入会を必要とする要件及び入会決定に必要な書類

入会理由	具体的要件	提出書類
就労	保護者、同居親族が仕事のため (自営または内職等含む)	就労（就労予定）証明書 ※きょうだい児の場合は、1部で構いません。
求職活動	保護者・同居親族が求職活動により日中居宅外にいるため（最長6か月）	入会要件申立書
就学	保護者・同居親族が学校または職業訓練校に就学するため	入会要件申立書 在学証明書
妊娠・出産	保護者が妊娠中または出産後間がないため (出産月+前後2か月：最長5か月)	入会要件申立書 母子手帳の写し
疾病等	保護者が障害を有する、もしくは疾病のため	入会要件申立書 診断書・障害者手帳の写し
介護等	疾病や障害を有する親族の介護・看護のため	入会要件申立書 診断書・障害者手帳の写し
その他	震災、火災等の災害の復旧に当たっているため	入会要件申立書 り災証明書等

③利用料金免除申請書・・・生活扶助費、児童扶養手当、就学援助費受給世帯

※都城市役所ホームページから直営児童クラブ入会申請書類をダウンロードできますので、ご利用ください。

(ホーム>子育て・教育>放課後児童クラブ>放課後児童クラブへ入会するときに必要な手続き)

## 入会申請の注意

- 1 入会申請書の日付けは、提出日としてください。
- 2 家族構成は、同居親族の方を記入してください。
- 3 保護者（父親等）が単身赴任している場合は、氏名等欄の最下段に氏名、続柄、生年月日、勤務先、勤務先の電話番号を記入して、緊急時の連絡先欄に『単身赴任』と記載してください。なお、単身赴任（別居）者の就労証明書の提出は不要とします。
- 4 入会申請書は両面になっていますので、裏面の記入漏れに注意してください。
- 5 健康保険証の事項は、お子様の健康保険証と照合して、「記号と番号」、「保険者番号」を区別して記入してください。
- 6 就労証明書の雇用期間に期限がある場合、雇用期間が切れる前に必ず就労証明書の提出をお願いします。なお、雇用契約の更新後に再提出の依頼をいたします。
- 7 自営業の方は、事業所所在地（自宅住所等）、事業所名（業種が分かるように、例：〇〇商店としてください。）、代表者（本人、親族等）の証明で提出してください。
- 8 保育所入所申込用の就労証明書では申請できません。
- 9 申請書類は各地区市民センター、総合支所では受け付けできません。

## 入会申請書類の審査・結果通知

- 1 入会の決定は受付先着順ではありませんが、提出期限を遵守してください。
- 2 保護者の就労等状況（就労時間・就労日数等）、児童の学年、家族構成等を考慮して入会を決定いたします。
- 3 申請書及び就労証明書などの記入内容について、不正な事実が判明した場合は、入会を取り消すことがありますので、ご注意ください。
- 4 継続入会申請者で、利用料金に未納がある方は、入会を制限する場合があります。
- 5 定員を超える申請があった児童クラブにおいては、書類審査の結果、入会を待機していただくことがあります。後日通知いたしますので、ご了承ください。
- 6 入会決定者は、入会児童保護者説明会（3月中旬開催予定）の案内と合わせて通知いたします。

記入例：裏面もあります！！

様式第1号（第1・2条関係）

受付	入力

受付をした  
支援員の受  
付印

都城小 児童クラブ NO

令和 4年 11月 17日

都 城 市 長 あて

住 所 都城市 姫城町6-21

保護者氏名 都 城 太 郎

電話番号 自宅 (0986) 23-4894

携帯 090-1234-5678

都城市児童クラブ入会申請書

児童クラブへの入会を下記のとおり申し込みます。

記

ふりがな	みやこのじょう いちろう	性 別	男・女
児童氏名	都 城 一 郎	生年月日	平成 27年 7月 5日
学 校 名	都城小学校	学 年	1年
入会形態	1年間通しての入会希望	・夏季休業期間中のみ入会希望	

新学年で記  
入  
組は不要。

入会を希望する理由

(例1)共働きのため、一人親家庭のため、子どもだけで放課後を過ごすため

(例2)祖父母が同居しているが、就労、病気等のため、面倒をみることができない

注 同居されている方が面倒をみることができると判断された場合は、入会不承認となります。

家 族 構 成

(※本人も含め、同居家族を全て記入してください。)

(※続柄の欄は、児童からみた続柄を記入してください。)

氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は 学校・学年	勤務先の 電話番号	緊急時の 連絡先
都城 一郎	本人				
都城 太郎	父	S. H. R 60年10月10日	都城商事	22-1111	
都城 花子	母	S. H. R 62年 3月 3日	都城銀行	33-2222	090-1234 -5678
都城 都子	姉	S. H. R 24年10月11日	都城小学校 4年		
都城 二郎	弟	S. H. R 28年 7月 7日	都城保育園		

本人含め、  
同居家族  
全記入  
学年は新学  
年で記入

裏面もご記入ください。

別居の祖父  
母がいる場  
合 記入

祖父母の状況（別居の方のみ記入してください。）			
父 方	住所 <b>都城市八幡町1-2</b>	氏 名	祖父 <b>都城 春男</b> (就労 <input checked="" type="radio"/> 有・無)
			祖母 <b>都城 夏子</b> (就労 有 <input checked="" type="radio"/> 無)
母 方	住所 <b>都城市早鈴町123</b>	氏 名	祖父 <b>宮崎 秋男</b> (就労 <input checked="" type="radio"/> 有・無)
			祖母 <b>宮崎 冬子</b> (就労 有 <input checked="" type="radio"/> 無)
自 宅 付 近 の 地 図	(N)	<b>自宅付近の地図を記 入してください</b>	
習い事等で早退する場合の曜日・時間			
早 理 時	退 由	<b>スイミング</b>	
曜 日 時 間	<b>火・金</b>	曜日 <b>16</b> 時 分	曜日 時 分
児 童 の 健 康 状 態 (該当する番号に○をつけてください。)			
1 健康	<input checked="" type="radio"/> 2 虚弱	3 障がいあり (手帳の内容: )	
障がいの状況、既往症、アレルギー等ありましたらご記入ください。 ・卵アレルギーあり			
※かかりつけの病院があれば記入してください。( <input type="radio"/> 小児科 )			
健 康 保 険 証	被保険者証記号・番号		保険者番号
	<b>1234567・89</b>		<b>7070707</b>

手帳等が  
交付され  
ている場  
合、内容を  
記入。

誓 約 書	
令和 <b>4</b> 年 <b>11</b> 月 <b>17</b> 日	
都 城 市 長 あて	
保護者氏名 <b>都 城 太 郎</b>	
私は、児童クラブに子どもを入会させるにあたり、下記のことを遵守することを誓約いたします。	
記	
1 児童クラブの活動を円滑に進めるために結成された保護者の会へ入会します。	
2 児童クラブ内の事故に係る損害賠償については、入会児童が加入する傷害保険の範囲内で補償を受けることを承諾し、その他の損害については、小学校等の設置者及び管理者に対する損害賠償請求権を放棄します。	



# Webによる 口座振替受付サービス

市税等の納付は、口座振替が便利です。  
スマートフォン・タブレット等から簡単に申込みができます。

- 銀行等に出向かずにご自宅等から申込みます。
- 口座振替依頼書の記入・届出印も不要です。
- 365日あなたの時間で申込みが可能。



## 科目(税目)

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 市県民税(普通徴収) | ⑧ 公立保育所副食費負担金   |
| ② 固定資産税      | ⑨ 住宅使用料(市営住宅家賃) |
| ③ 軽自動車税(種別割) | ⑩ 福祉施設負担金       |
| ④ 国民健康保険税    | ⑪ 学校給食費         |
| ⑤ 後期高齢者医療保険料 | ⑫ 上下水道料金        |
| ⑥ 介護保険料      | ⑬ 下水道受益者負担金     |
| ⑦ 児童クラブ利用料   |                 |

※西日本シティ銀行は、下水道受益者負担金の口座振替はできません。

## 金融機関

- ① 宮崎銀行
- ② 鹿児島銀行
- ③ 宮崎太陽銀行
- ④ 西日本シティ銀行
- ⑤ 南日本銀行
- ⑥ 宮崎第一信用金庫
- ⑦ 都城農業協同組合
- ⑧ 九州労働金庫
- ⑨ ゆうちょ銀行

## 用意するもの

- 1 口座情報(口座番号等)
- 2 キャッシュカードの暗証番号
- 3 通知書(納付書・納入者・水道)番号が確認できるもの

※通知書の番号は、軽自動車税(種別割)、児童クラブ利用料、公立保育所副食費負担金、住宅使用料(市営住宅家賃)、学校給食費については不要です。

## 申込みの流れ

- 1 都城市公式ホームページまたはQRコードからアクセス
- 2 基本情報を入力
- 3 口座情報を入力
- 4 確認画面 → 終了

※申込みが完了したことをお知らせするメール等は届きません。

申込内容の確認画面を印刷または画面をコピーするなどして保管してください。



Miyazaki Prefecture  
Miyakonojo City  
都城市公式ホームページ



口座振替受付サービス

公式HPトップページ「市役所の情報」  
口座振替受付サービスをクリック!

# Webによる口座振替受付サービスの注意事項

- このサービスは、ご利用可能な金融機関の普通預金口座（ゆうちょ銀行の場合、通常貯金口座）のキャッシュカードをお持ちの個人に限りご利用いただけます。
- 都城農業協同組合は、「JAバンクアプリ」のダウンロードが必要です。
- Webによる口座振替受付サービスの申込みは、新規または口座変更の場合のみとなります。
- 複数科目の申込みをされる場合は、科目ごとに申込みが必要です。
- 利用可能時間は登録する金融機関で異なります。利用可能時間であっても、メンテナンス等によりご利用できない場合もあります。
- 登録に要する時間は10分程度です。申込開始から完了までは1時間以内に行ってください。1時間を超えると、正しく処理されないことがあります。

## 問合せ先

市県民税／固定資産税／軽自動車税(種別割)	納税管理課	(0986)23-2126
国民健康保険税／後期高齢者医療保険料	保険年金課	(0986)23-7144
介護保険料	介護保険課	(0986)23-2596
児童クラブ利用料	こども政策課	(0986)23-2684
公立保育所副食費負担金	保育課	(0986)23-4894
住宅使用料(市営住宅家賃)	住宅施設課	(0986)23-3105
福祉施設負担金	福祉課	(0986)23-3102
学校給食費	学校給食課	(0986)23-2617
上下水道料金／下水道受益者負担金	上下水道局総務課	(0986)23-4810
その他	会計課	(0986)23-0571

## よくある質問

- Q. 申込みをした場合、いつから振替になりますか？ 振替日はいつですか？
- A. 科目によって異なりますが、各月5日までに申込みを完了していただければ、その月から口座振替になります。振替日は、各科目の納期日となります。
- 
- Q. これまで登録している振替口座の変更・解約はできますか？
- A. 口座を変更することはできますが、解約はできません。口座振替をやめたい場合は、金融機関で手続きをしてください。
- 
- Q. 口座振替の場合でも領収書を発行してもらえますか？
- A. 領収書は発行しておりません。証明書が必要な場合は、それぞれの担当課にお問合せください。

※このちらしの取扱内容は、令和5年9月1日現在のものです。